

事 務 連 絡  
平成29年11月29日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

消防用設備等に係る執務資料の送付について（情報提供）

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年11月20日付けで消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長に対して、別添のとおり「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」が発出されたところです。

当該通知のうち、特に問1については、共同住宅等に設置されたグループホーム等におけるスプリンクラー設備に関する内容となっておりますので、障害保健福祉主管部（局）におかれましても御承知いただき、管内市町村、関係機関、関係団体等へ御周知いただけますとともに、消防防災主管部局との連携について御留意いただけますようお願いいたします。

【参考】

消防庁ホームページ「平成29年11月の通知・通達」

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2911/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2911/t_index.html)

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活支援推進室 地域移行支援係 富原、大石  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

消 防 予 第 355 号

平成 29 年 11 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

( 公 印 省 略 )

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考として  
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係  
担当：四維、坂井、大矢  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてよいか。

1 特定住戸部分（規則第12条の2第3項に規定されているものをいう。以下同じ。）が次の要件のすべてに該当する場合

- (1) 規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合すること。
- (2) 3以下の階に存すること。
- (3) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件を満たすこと。

ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(ア)及び(イ)の構造要件を満たす開口部を有すること。

(ア) 避難階にあつては規則第12条の2第2項第2号ロ、ハ及びニに規定する構造

(イ) 避難階以外の階にあつては同号ニに規定する構造

イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあつては地上、避難階以外の階にあつては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。

- (4) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。
- (5) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面すること。
- (6) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例により仕上げたものであること。

2 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合

- (1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすものであること。
- (2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。
- (3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うこと。
- (4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。）により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合において、避難階以外の階に存する住戸で、4号告示第2の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。

(答)

差し支えない。

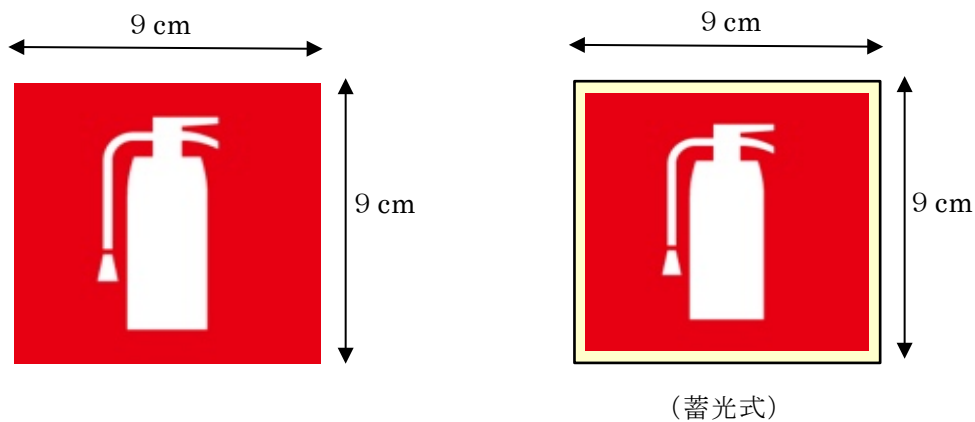
問2 液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備（以下「ヒートポンプ冷暖房機」という。）を設置し、最大消費熱量の合計が350キロワット以上となる場合、当該ヒートポンプ冷暖房機を設置した部分は、令第13条第1号第7欄に規定されている「その他多量の火気を使用する部分」に該当すると解してよいか。

(答)

差し支えない。

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第32条の規定を適用し、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z8210に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

(例)



(答)

差し支えない。

なお、近年、外国人来訪者が増加傾向にあることから、令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対し、当該ピクトグラムを設置するよう指導することが望ましい。